

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法發号名	平行成條件	平省令國債財務
		條律行稱	二十三十六等	第第三十號
		項及のび根	六十等六	告示發行等
		そ拠記	年次一月	第十四
				二月
				第五
				十二

債定特あ争争う札価振の以律社び法会一るた運十財十利  
 市め別つ入入。へ格替適下へ債第律計号法め營四政七付  
 場る参て札札に以を機用一平、六第に一律のに号法回  
 特も加、と発よ下競関を振成株十二關第へ公必一(一  
 別の者財同行る「争は受替式二十す二平債要第昭  
 參にご務時一発価に日け法十三等三る条成のな四和  
 加よと大にと行格付本銀もとの法律第二發財條二  
 者るに臣行い競し銀もとの法律第一(一)律一十行源第十  
 .発応がわう以争て行のいう第律替項第八項四の一二  
 第行募各れ。下入行ととしに四平並年特確項年  
 I(以限國る、「札わする。」)十七関十成び法例保及法  
 非下度債入価価「れ。」の十五する七十に律にをび律  
 価一額市札格格とるそ規九特第關國財第  
 格国を場で競競い入の定五号。法及年別百する政三  
 四

財務大臣(二十年)麻生太郎  
 財務大臣(太百四)

## 六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

## 五

ロ  
イ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

する政十つ定う額  
 るた運六いにち面  
 法め當億て基、金  
 律のに三はづ財額  
 第公必千、き政で  
 二債要三額発法一  
 条のな百面行第兆  
 第発財七金し四八  
 一行源十額た条百  
 項のの五で利第九  
 の特確万千付一十  
 規例保円四国項七  
 定にを、百債の億  
 に閑図財五に規円

込募各当も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を圃別応ち  
 割内參募應  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 各の割高  
 申應りい

發別にご務後格競  
 行參よと大に競争  
 一加るに臣行争入  
 と者發応がわ入札  
 い・行募各れ札發  
 う第へ限國るの行  
 。II以度債入募  
 非下額市札入  
 価一を場での  
 格國定特あ決  
 競債め別つ定  
 争市る參てを及  
 入場も加、しび  
 札特の者財た価

行 争 非 者 特 国 入 價 込	行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国
入 價 ・ 別 債 札 格 金	入 價 ・ 别 債 札 格 第 参 市
札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競 I 加 場
發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 II 加 場 衛 競 I 加 場

千 一	百 国 条 特
百 兆	九 債 の 別
四 九	十 に 規 会
億 百	億 つ 定 計
二 九	円 い に に
千 十	て 基 関
八 九	、 づ す
百 億	額 き る
三 二	面 発 法
十 千	金 行 律
六 八	額 し 第
万 十	で た 四
円 万	千 利 十
	三 付 七

十 国 条 特 十 金 し 二 億 は づ す 千 て 基  
 四 債 の 別 五 額 た 条 四 、 き る 六 は づ  
 億 に 規 会 万 で 利 第 百 額 発 法 百 、 き  
 円 つ 定 計 円 四 付 一 八 面 行 律 十 額 発  
 い に に 百 国 項 十 金 し 第 五 面 行  
 て 基 関 九 債 の 五 額 た 四 万 金 し  
 、 づ す 十 に 規 万 で 利 十 円 額 た  
 額 き る 五 つ 定 円 八 付 七 、 で 利  
 面 發 法 億 い に 、 千 国 条 特 七 付  
 金 行 律 三 て 基 同 二 債 の 別 百 国  
 額 し 第 千 は づ 法 百 に 規 会 十 債  
 で た 四 五 、 き 第 二 つ 定 計 八 に  
 千 利 十 百 額 発 六 十 い に に 億 つ  
 三 付 七 二 面 行 十 七 て 基 関 二 い

十  
十  
三  
二

十  
十  
口  
イ  
一  
發

九  
八  
ハ

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行  
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

替 低 行 争 非 者 特 国  
額 入 價 · 別 債  
单 面 札 格 第 参 市  
位 金 發 競 II 加 場

（一）年

む 十 式 は 一  
も 号 に 、 募 ·  
の に よ 払 入 六  
と 規 り 込 決 パ  
す 定 算 金 定 一  
る す 出 額 の セ  
。 る し に 通 ン  
期 た 加 知 ト  
日 金 え を  
に 額 、 受  
払 を 次 け  
い 第 の た  
込 二 算 者

錢 額 以 額 平 す 額 の 振 五 千  
面 上 面 成 る の 記 替 万 四  
金 の 金 二 。 整 載 法 円 百  
額 そ 額 十 数 又 の 三 億  
百 れ 百 六 倍 は 規 六 百  
円 ぞ 円 年 の 記 定 六 十  
に れ に 一 金 錄 に 万  
つ の つ 月 額 は よ 万  
き 応 き 二 に 、 る 円  
百 募 百 十 よ 最 振  
円 價 円 七 る 低 替  
九 格 九 日 も 額 口  
十 十 の 面 座  
四 錢 と 金 簿

十  
十  
七  
六

償  
還  
金  
額  
償  
還  
期  
限

平  
成  
利  
子  
、  
支  
六  
額  
十  
百  
五  
支  
年  
内  
に  
十  
う  
以  
つ  
二  
月  
百  
二  
円  
十  
日

十  
五

後  
の  
利  
期  
子

る  
て  
を  
年  
期  
二  
日  
と  
日  
に  
以  
し  
前  
、  
及  
び  
各  
月  
支  
十  
間  
に  
期  
月  
属  
に  
二  
す  
お  
十

十  
四

初  
期  
利  
子

規  
下  
は  
期  
た  
期  
平  
定  
、  
が  
金  
と  
成  
る  
金  
受  
居  
に  
あ  
者  
債  
乗  
金  
に  
の  
口  
る  
に  
額  
け  
住  
よ  
る  
が  
を  
じ  
額  
よ  
に  
座  
も  
係  
發  
る  
者  
り  
場  
非  
發  
た  
に  
り  
つ  
に  
の  
所  
又  
算  
合  
居  
行  
金  
百  
算  
い  
記  
と  
所  
控  
得  
は  
出  
に  
住  
時  
額  
分  
出  
て  
載  
し  
得  
に  
除  
税  
外  
し  
は  
者  
に  
へ  
の  
し  
は  
又  
て  
税  
お  
す  
の  
国  
た  
、  
又  
お  
た  
二  
た  
、  
は  
振  
が  
い  
る  
税  
法  
金  
前  
は  
い  
だ  
十  
金  
前  
記  
替  
源  
て  
こ  
率  
人  
額  
記  
外  
て  
し  
・  
額  
記  
録  
口  
泉  
そ  
と  
を  
が  
に  
（  
）  
国  
取  
、  
三  
か  
（  
）  
さ  
座  
徵  
そ  
が  
乗  
適  
当  
の  
法  
得  
当  
一  
ら  
の  
れ  
簿  
の  
收  
で  
じ  
用  
該  
算  
人  
す  
該  
五  
當  
算  
る  
中  
さ  
利  
き  
た  
を  
非  
式  
で  
る  
国  
を  
該  
式  
も  
の  
れ  
子

額面金額× $\frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$   
規下は期た期平  
定、が金と成る金受居にあ者債乗金にの口るに  
す次そ銀額し二。額け住よるがをじ額よに座も係發  
る号の行を、十  
期及翌休支次六  
日び営業払の年  
に第業日う算六  
つ十日。式月  
い六にたに二  
て号支當だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
い（）と支出支  
て以き払し払

(二)

額面金額の総額× $\frac{1.6}{100} \times \frac{38}{365}$

二十九十八

払者入払元  
込札場利  
期参所金  
日加支

平財務日本  
成大臣銀行  
二十  
六から  
年一月通知  
一月二月を  
十七受けた  
日者